

# 令和7年度 和歌山県 はかりの定期検査のお知らせ

## ～そのはかり、検査を受けていますか？～

取引（商売）や証明に使用する【はかり】は、計量法の規定により2年に1度、和歌山県が実施する検査を必ず受検しなければなりません。田辺市は今年度が実施対象となっておりますので、取引（商売）や証明に【はかり】を使用している方は、必ず検査を受けてください。



検査に合格した【はかり】には左のシールが貼られます。検査を受検していない、または合格していない【はかり】は、取引（商売）や証明に使用できません。検査の対象となる【はかり】については裏面を参照してください。

### 「田辺市」検査会場・日程

|                                   |                |                           |
|-----------------------------------|----------------|---------------------------|
| 上芳養農村環境改善センター<br>(田辺市上芳養3165)     | 令和7年10月16日 (木) | 11:00～12:00               |
| JA紀南芳養谷選果場<br>(田辺市中芳養1102-1)      | 〃              | 13:15～14:15               |
| 上秋津農村環境改善センター<br>(田辺市上秋津2046)     | 〃              | 14:45～15:45               |
| 秋津川公民館<br>(田辺市秋津川668-1)           | 〃              | 16:15～17:00               |
| 東原多目的集会所<br>(田辺市長野1146-2)         | 令和7年10月17日 (金) | 9:30～10:00                |
| 三栖コミュニティセンター<br>(田辺市中三栖805)       | 〃              | 10:30～11:45               |
| 稲成公民館<br>(田辺市稲成町2779-3)           | 〃              | 13:30～15:00               |
| 秋津地区多目的研修センター<br>(田辺市秋津町227番地の30) | 令和7年10月22日 (水) | 11:00～12:00               |
| 万呂コミュニティセンター<br>(田辺市中万呂46-3)      | 〃              | 13:30～14:30               |
| 新庄公民館<br>(田辺市新庄町2031-3)           | 〃              | 15:00～17:00               |
| 旧田辺市役所第2別館<br>(田辺市中屋敷町24-1)       | 令和7年10月23日 (木) | 9:30～12:00<br>13:30～17:00 |
| 〃                                 | 令和7年10月24日 (金) | 9:30～12:00<br>13:30～14:30 |

問い合わせ先

|   |                                                      |   |                                                |
|---|------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------|
| 1 | 和歌山県商工企画課 計量指導班<br>TEL 073-441-2713 FAX 073-432-4409 | 2 | 田辺市 商工振興課<br>TEL 0739-26-9970 FAX 0739-22-9903 |
|---|------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------|

## 令和7年度【はかり】の定期検査について

- 計量法第19条の規定により、表面日程のとおり【はかり】の定期検査を実施します。
- 検査対象の【はかり】について確認したい方は、表面記載の（問い合わせ先1）までご連絡ください。
- **新品免除**：はかりの検定証印等に付された製造年月の翌月1日から起算し、検査日現在で1年を経過していないはかりは、今回の定期検査は免除になります。

### 検査の対象となる【はかり】の一例

- (1) 商店（精肉店、鮮魚店、米穀店、菓子店、惣菜店等）での計量販売に使用するはかり
- (2) 薬局、病院、医院の調剤用はかり及び健康診断に使用する証明用体重計
- (3) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等での健康診断に使用する証明用体重計
- (4) 各種農林水産物の計量販売に使用するはかり
- (5) 事業所（農協、漁協、工場等）での受入・出荷時に使用するはかり、内容量及び品質表示のための計量に使用するはかり
- (6) 運送（宅配便）会社の荷物の運賃算出のための計量に使用するはかり（**取次店を含む**）
- (7) 官公庁（保健所、保健センター等）で各種証明に使用するはかり
- (8) 百貨店、スーパー、青果市場、魚市場、観光農園、貴金属店、釣具店、LPG充填所等での計量に使用するはかり

### 検査の対象から除かれる【はかり】の一例

- (1) 事業所や商店で、商品の製造・加工工程で使用するはかり
- (2) 個人の健康管理のために使用する体重計
- (3) 料金等の目安を調べるために使用するはかり
- (4) 各農家から農協に出荷する際にのみ使用するはかり

【はかり】は精度を確保するための検定等が実施されており、これに合格したのものには次の証印が付されています。



検定証印



基準適合証印



この証印がある【はかり】は、**家庭用計量器**ですので、取引や証明に使用することはできません。



※家庭用計量器以外にも「取引証明以外用」と表記されている計量器もありますので、取引証明に使用する場合は、検定証印、基準適合証印の有無を確認してください。

はかりを取引や証明に使用する場合は、上記の**検定証印**、**基準適合証印**のどちらかが付されているはかりを使用しなければなりません。

### 【検査手数料】

- ・ 検査を受けるには検査手数料が必要です。
- ・ はかりの種類によって手数料は異なります。（1台につき500円～2,200円）